

○南陽市指定通所型サービスに要する費用の額の算定に関する基準を定める要綱

平成28年9月28日

告示第140号

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45の3第2項及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の63の2第1項第1号イの規定に基づき、通所型サービスに要する費用の額の算定に関する基準を定める。

(定義)

第2条 この要綱において「通所型サービス」とは、法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業をいう。

(費用の算定)

第3条 通所型サービスに要する費用の額は、別表「指定通所型サービス第1号事業支給費単位数表」により算定するものとする。

2 指定通所型サービスに要する費用の額は、1単位の単価10円に別表に定める単位数を乗じて算定するものとする。

(単位数の端数の取扱い)

第4条 前条の規定により指定通所型サービスに要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。

(算定額)

第5条 指定通所型サービス費の額は、法第53条第2項の規定に準じ、指定通所型サービスに要した費用の額（その額が当該指定通所型サービスに要した費用の額を超えるときは、当該指定通所型サービスに要した費用の額とする。）の100分の90に該当する額とする。

2 第1号被保険者であって介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「施行令」という。）第29条の2第1項の規定により算定した所得の額が同条第2項に規定する額以上である事業対象者（同条第3項各号のいずれかに該当する場合を除く。）が受ける指定通所型サービスについては、前項の規定中「100分の90」とあるのは、「100分の80」とする。

3 第1号被保険者であって施行令第29条の2第4項の規定により算定した所得の額が同条第5項に規定する額以上である事業対象者（同条第6項各号のいずれかに該当する

場合を除く。)が受ける指定通所型サービスについては、第1項の規定中「100分の90」とあるのは、「100分の70」とする。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月26日告示第29号)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年8月1日告示第157号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (令和元年10月1日告示第40号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (令和3年4月1日告示第129号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (令和7年10月27日告示第180号)

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の南陽市指定通所型サービスに要する費用の額の算定に関する基準を定める要綱の規定は、令和7年4月1日から適用する。

附 則 (令和8年6月1日告示第148号)

この要綱は、告示の日から施行する。

別表

指定通所型サービス第1号事業支給費単位数表

1 指定通所型サービス費(1月につき)

- (1) 時間短縮型(事業対象者・要支援1) 1,438単位
- (2) 時間短縮型(要支援2) 2,897単位
- (3) 入浴不要型(事業対象者・要支援1) 1,438単位
- (4) 入浴不要型(要支援2) 2,897単位

注1 別に市長が定める施設基準に適合しているものとして市に届け出た指定通所型サービス事業所(南陽市指定通所型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱(平成28年告示第141号。以下「市指定通所型サービス基準」という。)第5条第1項に規定する通所型サービス事業所をいう。以下同じ。)において、指定通所型サービスを行った場合に、利用者の要支援状態区分及び類型区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に市長が定める基準に該当する場合は、別に市長が定めるところにより算

定する。

注2 指定通所型サービス事業所の指定通所型サービス従業者（市指定通所型サービス基準第5条第1項に規定する指定通所型サービス従業者をいう。）が、別に市長が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域（市指定通所型サービス基準第24条第6号に規定する通常の事業の実施地域をいう。）を越えて、指定通所型サービスを行った場合は、1月につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注3 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注4 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注5 利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、指定通所型サービス費は、算定しない。

注6 利用者が一の指定通所型サービス事業所において指定通所型サービスを受けている間は、当該指定通所型サービス事業所以外の指定通所型サービス事業所が指定通所型サービスを行った場合に、指定通所型サービス費は、算定しない。

注7 指定通所型サービス事業所と同一建物に居住する者又は指定通所型サービス事業所と同一建物から当該指定通所型サービス事業所に通う者に対し、指定通所型サービスを行った場合は、次に掲げる区分に応じ、1月につき次の単位を所定単位数から減算する。ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。

ア (1)又は(3)を算定している場合 376単位

イ (2)又は(4)を算定している場合 752単位

注8 利用者に対して、その居宅と指定通所型サービス事業所との間の送迎を行わない場合は、片道につき47単位（(1)又は(3)を算定している場合は1月につき376単位を、(2)又は(4)を算定している場合は1月につき752単位を限度とする。）を所定単位数から減算する。ただし、注7を算定している場合は、この限りでない。

2 生活機能向上グループ活動加算 100単位

次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、利用者の生活

機能の向上を目的として共通の課題を有する複数の利用者からなるグループに対して実施される日常生活上の支援のための活動（以下「生活機能向上グループ活動サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、同月中に利用者に対し、栄養改善加算、口腔機能向上加算又は一体的サービス提供加算のいずれかを算定している場合は、算定しない。

ア 生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有するはり師又はきゅう師を含む。）その他指定通所型サービス事業所の従業者が共同して、利用者ごとに生活機能の向上の目標を設定した通所型サービス計画（市指定通所型サービス基準第41条第2号に規定する通所型サービス計画をいう。以下同じ。）を作成していること。

イ 通所型サービス計画の作成及び実施において利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類の生活機能向上グループ活動サービスの項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、利用者の心身の状況に応じた生活機能向上グループ活動サービスが適切に提供されていること。

ウ 利用者に対し、生活機能向上グループ活動サービスを1週につき1回以上行っていること。

3 若年性認知症利用者受入加算 240単位

受け入れた若年性認知症利用者（施行令第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要支援者となったものをいう。以下同じ。）ごとに個別の担当者を定めているものとして市長に届け出た指定通所型サービス事業所において、若年性認知症利用者に対して指定通所型サービスを行った場合は、1月につき所定単位数に加算する。

4 栄養アセスメント加算 50単位

次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出た指定通所型サービス事業所において、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント（利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握することをいう。以下この項において同じ。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、当該利用者が栄養改善加算又は一体的サービス提供加算の算定に係る栄養改善サービスを受ける間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。

ア 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1人以上配置して

いること。

イ 利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（次項において「管理栄養士等」という。）が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること。

ウ 利用者ごとの栄養状態等の情報を市に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。

エ 利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に市長が定める基準のいずれにも該当しない指定通所型サービス事業所であること。

5 栄養改善加算 200単位

次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「栄養改善サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

ア 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1人以上配置していること。

イ 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。

ウ 利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居宅を訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。

エ 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。

オ 利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に市長が定める基準のいずれにも該当しない指定通所型サービス事業所であること。

6 口腔機能向上加算

別に市長が定める基準に適合しているものとして市長に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下次項において「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、

次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 口腔機能向上加算（Ⅰ） 150単位

(2) 口腔機能向上加算（Ⅱ） 160単位

7 一体的サービス提供加算 480単位

別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、市長に届け出た指定通所型サービス事業所が、利用者に対し、栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスのいずれも実施した場合に、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定している場合は、算定しない。

8 サービス提供体制強化加算

別に市長が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定通所型サービス事業所が利用者に対し指定通所型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、利用者の区分に応じて1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）

ア 要支援1 88単位

イ 要支援2 176単位

(2) サービス提供体制強化加算（Ⅱ）

ア 要支援1 72単位

イ 要支援2 144単位

(3) サービス提供体制強化加算（Ⅲ）

ア 要支援1 24単位

イ 要支援2 48単位

9 生活機能向上連携加算

別に市長が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定通所型サービス事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状態等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、アについては、利用者の急性憎悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き3月に1回を限度として、1月につき、イについては1月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げる

その他の加算は算定しない。

ア 生活機能向上連携加算（Ⅰ） 100単位

イ 生活機能向上連携加算（Ⅱ） 200単位

10 口腔・栄養スクリーニング加算

別に市長が定める基準に適合する指定通所型サービス事業所の従業者が、利用開始時及び利用中に6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に、次に掲げる区分に応じ、1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合にあっては算定しない。

(1) 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ） 20単位

(2) 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ） 5単位

11 科学的介護推進体制加算 40単位

次に掲げるいずれかの基準にも適合しているものとして市長に届け出た指定通所型サービス事業所が、利用者に対し指定通所型サービスを行った場合は、1月につき所定単位数に加算する。

ア 利用者ごとのADL値（ADLの評価に基づき測定した値をいう。）、栄養状態、口腔機能、認知症（法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。）の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を、市に提出していること。

イ 必要に応じて指定通所型サービス計画を見直すなど、指定通所型サービスの提供に当たって、アに規定する情報その他指定通所型サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。

12 介護職員等処遇改善加算

別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定通所型サービス事業所が、利用者に対し、指定通所型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げるいずれかの単位数のうち1つを所定単位数に加算する。

(1) 利用定員が19人以上の場合

ア 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イ 1から11までにより算定した単位数の100分の111に相当する単位数

イ 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ 1から11までにより算定した単位数の10

00分の120に相当する単位数

ウ 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）イ 1から11までにより算定した単位数の1000分の109に相当する単位数

エ 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）ロ 1から11までにより算定した単位数の1000分の118に相当する単位数

オ 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） 1から11までにより算定した単位数の1000分の99に相当する単位数

カ 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） 1から11までにより算定した単位数の1000分の83に相当する単位数

(2) 利用定員が19人未満の場合

ア 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イ 1から11までにより算定した単位数の1000分の117に相当する単位数

イ 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ 1から11までにより算定した単位数の1000分の127に相当する単位数

ウ 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）イ 1から11までにより算定した単位数の1000分の115に相当する単位数

エ 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）ロ 1から11までにより算定した単位数の1000分の125に相当する単位数

オ 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） 1から11までにより算定した単位数の1000分の105に相当する単位数

カ 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） 1から11までにより算定した単位数の1000分の89に相当する単位数